

公益財団法人 日本精神衛生会
役員及び評議員、顧問の報酬等並びに費用に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（以下「認定法」という。）第5条第13号及び公益財団法人日本精神衛生会（以下「本会」という。）の定款第13条（評議員に対する報酬等）及び第28条（役員に対する報酬等）並びに定款第30条第4項、第5項（顧問に対する報酬等）の規定に基づき、本会の役員及び評議員、顧問の報酬等並びに費用の支給の基準について定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、定款第22条に基づき置かれる理事及び監事をいう。
- (2) 評議員とは、定款第10条に基づき置かれる者をいう。
- (3) 顧問とは、定款第30条に基づき置かれる者をいう。
- (4) 報酬等とは、認定法第5条第13号で定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当であつて、その名称の如何を問わず、費用とは明確に区分されるものとする。
- (5) 費用とは、職務の執行に当たつて、必要となる経費をいう。

(報酬等)

第3条 役員及び評議員、顧問に対して、理事会又は評議員会の出席1回につき、3,333円を支払う。

2 役員及び評議員、顧問に対して賞与及び退職金は支給しない。

(報酬等の支給方法)

第4条 役員及び評議員、顧問には、支給要件の発生の都度、通貨をもって本人へ直接支給、または、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。

2 報酬は、法令に定めるところにより控除すべき金額を控除して支給する。

(費用)

第5条 本会は、役員及び評議員、顧問がその職務の執行に要する経費の実費相当額を費用として支給することができる。

(公表)

第6条 この規程は公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第20条第1項に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改廃)

第7条 この規程の改廃は、評議員会の決議で行う。

(補則)

第8条 この規程に定めのない事項は、理事会及び評議員会の決議を経て理事長が決定する。

附則

この規程は、公益財団法人日本精神衛生会の設立の登記があった日から施行する。